

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	総合文化会館使用料の還付		
根拠法令及び条項	蓮田市総合文化会館設置及び管理条例第17条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市総合文化会館設置及び管理条例第17条 （使用料の還付） 第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 （1）文化会館の管理上必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。 （2）利用権利者が自己の責めに帰することができない理由により、文化会館の施設等を利用することができなくなったとき。 （3）利用権利者が規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の取消しを受けたとき。		
審査基準設定年月日	平成28年10月1日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求があった日の翌日から起算して30日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	令和6年 3月21日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。